

I - 4 教職員の行動基準

蔵王町立円田小学校

震 度	校舎施設時（夜間・土・日・祝日）	児童在校時（授業日）
6 以上	<p>【通信が可能な場合】</p> <p>◇<u>教頭（校長）・用務員が学校被害状況確認</u></p> <p>①被害状況により、全職員に非常出勤指示</p> <p>②全職員は自身の安否を教頭に連絡</p> <p>③教頭（校長）は被害状況を教委に報告</p> <p>④児童の安否確認</p> <p>⑤今後の対応、学校再開について検討</p> <p>⑥避難所開設となった場合は以下を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な開放箇所の決定と誘導措置 ・連絡招集の指示 ・水道、トイレの状況確認 ・ガス、電気等の状況確認 <p>【通信が遮断している場合】</p> <p>◇<u>全職員が非常出勤</u></p> <p>※通信が可能な場合の②以降と同様</p>	<p>【発生時】</p> <p>☆地震を想定した「防災マニュアル」による。</p> <p>☆緊急放送がありしだい、指導掌握できる生徒を避難場所に誘導する。</p> <p>☆停電等で放送機器等が使用できない場合は、職員室在室職員が分担し、ハンドマイク等による通報を行う。</p> <p>【避難時】</p> <p>☆防災主任を中心に職員が通学路や危険箇所の巡視をする。</p> <p>☆校長（教頭）は巡視連絡を受け、児童下校の判断を行う。場合によっては保護者引き渡しも考えておく。</p> <p>☆負傷者や体調不良者は保護者引き渡しを行う。</p> <p>【下校後】</p> <p>☆担当ごとに地区内の情報収集を行い、児童が確実に保護者とともにいることを確認する。</p>
5 弱・強	<p>◇<u>教頭（校長）が学校被害状況確認</u></p> <p>◇校舎内外の火気異常、被害等について確認する。</p> <p>◇教頭は職員の報告を受け、校長及び教育委員会に報告する。</p> <p>（5弱の場合、報告は翌朝で可）</p> <p>◇上記以外の職員は自宅待機。</p>	
4	<p>◇<u>教頭（校長）・用務員が学校被害状況確認</u></p> <p>◇校舎内外の火気異常及び被害等について確認する。</p> <p>◇教頭は校長及び教育委員会に報告する。</p> <p>（報告は翌朝で可）</p>	

- ※1 学校に急行する場合は、自宅の被害及び家族の安全状況によっては、その限りではない。
- ※2 学校への経路の安全状況によっても同様である。
- ※3 緊急連絡員（警備会社に登録されている）は年度当初に決めておく。
- ※4 近隣の小中学校とも連携をとる
- ※5 非常出勤時の体制は毎年度見直し、特に最初に配備となる人員を実態にあったものとする